

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】令和1年6月20日(2019.6.20)

【公開番号】特開2018-173269(P2018-173269A)

【公開日】平成30年11月8日(2018.11.8)

【年通号数】公開・登録公報2018-043

【出願番号】特願2018-117144(P2018-117144)

【国際特許分類】

F 25 D 23/06 (2006.01)

【F I】

F 25 D	23/06	B
F 25 D	23/06	W

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月20日(2019.5.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

左側断熱壁、右側断熱壁、上側断熱壁、下側断熱壁、奥側断熱壁を有して、前面が開口する矩形箱形をなし、各断熱壁が外板部と内板部との間に真空断熱パネルを備えた構成の冷蔵庫の断熱箱体を製造するについて、

前記各断熱壁のうち一つの断熱壁とこれの両側に連続する別の二つの断熱壁とからなる断熱壁主体を下記工程により製造し、その後、この断熱壁主体に残る二つの断熱壁を取付ける冷蔵庫の断熱箱体の製造方法。

(ア)工程：前記一つの断熱壁と前記別の二つの断熱壁の各外板部相当領域を有する平板状の一枚の板部材を用い、前記板部材における前記二つの断熱壁の各外板部相当領域の内面において前記一つの外板部相当領域との各境界部から所定距離離れた部位に、夫々前記別の二つの断熱壁の各真空断熱パネルを位置させ、当該各真空断熱パネルの一面を、前記二つの断熱壁の各外板部相当領域の内面に接着する工程。

(ウ)工程：前記(ア)工程の実行後に、二つの折り曲げ治具を、夫々前記板部材の前記一つの外板部相当領域の内面に、前記各境界部に当該折り曲げ治具の端を合わせて配置し、前記一つの外板部相当領域に対して前記二つの外板部相当領域を当該折り曲げ治具を介して内折りに折り曲げる工程。

(エ)工程：前記折り曲げ治具を取り除いた後、前記一つの外板部相当領域の内面に真空断熱パネルの一面を接着する工程。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

実施形態の冷蔵庫の断熱箱体の製造方法は、左側断熱壁、右側断熱壁、上側断熱壁、下側断熱壁、奥側断熱壁を有して、前面が開口する矩形箱形をなし、各断熱壁が外板部と内板部との間に真空断熱パネルを備えた構成の冷蔵庫の断熱箱体を製造するについて、前記各断熱壁のうち一つの断熱壁とこれの両側に連続する別の二つの断熱壁とからなる断熱壁主体を下記工程により製造し、その後、この断熱壁主体に残る二つの断熱壁を取付ける。

【手続補正3】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0008**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0008】**

(ア) 工程：前記一つの断熱壁と前記別の二つの断熱壁の各外板部相当領域を有する平板状の一枚の板部材を用い、前記板部材における前記二つの断熱壁の各外板部相当領域の内面において前記一つの外板部相当領域との各境界部から所定距離離れた部位に、夫々前記別の二つの断熱壁の各真空断熱パネルを位置させ、当該各真空断熱パネルの一面を、前記二つの断熱壁の各外板部相当領域の内面に接着する工程、

(ウ) 工程：前記(ア)工程の実行後に、二つの折り曲げ治具を、夫々前記板部材の前記一つの外板部相当領域の内面に、前記各境界部に当該折り曲げ治具の端を合わせて配置し、前記一つの外板部相当領域に対して前記二つの外板部相当領域を当該折り曲げ治具を介して内折りに折り曲げる工程、

(エ) 工程：前記折り曲げ治具を取り除いた後、前記一つの外板部相当領域の内面に真空断熱パネルの一面を接着する工程。